

# にいがた和牛推進協議会規約

平成 15 年 9 月 11 日制定

平成 20 年 6 月 17 日一部改正

平成 22 年 6 月 17 日一部改正

平成 22 年 11 月 4 日一部改正

平成 25 年 5 月 22 日一部改正

## (目 的)

第 1 条 本協議会は、新潟県産和牛の生産から流通に至る関係者及び関係団体が提携し、県産和牛の銘柄確立による生産拡大と販売促進対策を総合的に推進することにより、本県肉用牛生産の振興に寄与する。

## (名称及び事務局)

第 2 条 本協議会は、「にいがた和牛推進協議会」（以下「協議会」という。）と称し、事務局を公益社団法人新潟県畜産協会内におく。

## (定 義)

第 3 条 この規約において、新潟県で肥育された和牛のうち、以下の要件を満たすものを総称し「にいがた和牛」とする。

- (1) 黒毛和種の去勢牛又は、未經産牛であり血統が明確であるもの。
- (2) 県内で肥育され最長飼養地が県内であるもの。
- (3) 品質規格等級において、「A」「B」3 等級以上のもの。
- (4) 家畜個体識別システムにより、生産から出荷までの移動履歴の確認ができるもの。

## (事 業)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) にいがた和牛の銘柄確立に関すること
- (2) にいがた和牛の共励会等の開催に関すること
- (3) にいがた和牛の消費宣伝及び販売促進に関すること
- (4) にいがた和牛の販売店等の指定に関すること
- (5) その他、本協議会の目的達成に必要なこと

## (構 成)

第 5 条 協議会は、次の要件に当てはまる別表に掲げる会員により構成する。

- (1) 牛肉の生産に関する団体等
- (2) 牛肉の流通・販売・消費に関する団体等
- (3) その他協議会の目的に賛同し総会において承認された団体等

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、監事2名とする。

2 会長は、新潟県知事とする。

3 副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

4 役員任期は、2カ年とし、補欠選任による場合は前任者の残任期間とする。  
ただし、再選を妨げない。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監事は事業及び会計を監査する。

(幹事)

第8条 協議会に幹事をおく。

2 会長は構成関係機関団体等の中から幹事を委嘱する。

(事務局員)

第9条 協議会に事務局員若干名をおく。

2 事務局員は会長の命を受けて事務を処理する。

(参与)

第10条 協議会に参与若干名をおくことができる。

2 参与は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 参与は総会及び幹事会に出席し、協議会の運営について適宜助言を行う。

(会議)

第11条 協議会の会議は総会及び幹事会とする。

2 総会は会長が、幹事会は幹事長がこれを招集する。

(総会)

第12条 総会は年1回開催し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

(1) 規約に関する事項

(2) 事業計画及び予算に関する事項

- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 経費の負担及び徴収に関する事項
- (5) 会員の加入及び脱退
- (6) その他重要事項

4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

#### (幹事会)

第13条 幹事会は幹事及び参与により構成し、幹事長、副幹事長をおくものとする。

2 幹事長、副幹事長は幹事の互選により選任する。

3 幹事会は次の事項を行う。

- (1) 総会に附議する事項の検討
- (2) 事業計画の協議策定、事業の実行
- (3) 事業の実行に必要な要領等の整備
- (4) その他、総会の議決を要しない業務

4 前項(2)の事業を円滑に行うため、幹事長は、必要と認める者を構成員とするチームを編成し、これにあたらせることができる。

#### (会計)

第14条 協議会の経費は次をもって充てる。

- (1) 会員負担金
- (2) 指定登録店等年度協賛金
- (3) 補助金
- (4) その他収入

#### (事業年度)

第15条 協議会の事業及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成15年9月11日から施行する。
- 2 平成15年度に限り事業年度を平成15年9月11日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 附 則

この規約は、平成20年6月17日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成22年6月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年11月4日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年5月22日から施行する。

<別表>

にいがた和牛推進協議会会員名簿

連番	会 員 名
1	新潟県農業協同組合中央会
2	全国農業協同組合連合会新潟県本部
3	村上牛生産協議会
4	北新潟農業協同組合
5	新潟市農業協同組合
6	新潟かがやき農業協同組合
7	えちご中越農業協同組合
8	魚沼農業協同組合
9	みなみ魚沼農業協同組合
10	えちご上越農業協同組合
11	佐渡農業協同組合
12	公益社団法人新潟県畜産協会
13	新潟県家畜商協同組合
14	新潟県食肉事業協同組合連合会
15	新潟県肉用牛経営者会議
16	株式会社タカノ
17	株式会社三国
18	株式会社よね一
19	株式会社内山肉店
20	先崎畜産
21	マルヤマ牧場
合 計 2 1 会 員	